

消費税の税額計算

設例を参考に、消費税額を計算します。

step.1 課税取引の内容を整理する

課税期間（平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日）における、課税取引に係る売上げの合計金額（消費税及び地方消費税を含まない）を計算します。

課税取引金額計算表〔表イ〕（25 ページ）を使用します。

step.1-1 平成 30 年分の青色申告決算書等から、課税取引金額計算表〔表イ〕の A 欄に金額を転記します。

step.1-2 A 欄の金額のうち、課税取引にならないものの金額を、B 欄に記入します。

step.1-3 A 欄の金額のうち、課税取引になるものの金額（課税取引金額）（A 欄と B 欄の差額）を計算し、C 欄に記入します。

この手引きの 30 ページに、課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した、消費税課税取引の判定表を掲載していますので、ご利用ください。

農業所得、不動産所得がある場合は、それぞれの課税取引金額計算表で、課税取引の内容を整理してください。

設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の確定申告書の作成方法を、設例に基づいて説明します。

甲野商店は、物品販売業を営む小売業者です。

- 平成 30 年分の所得は、小売業による事業所得と、業務用固定資産の売却（譲渡所得）以外にはありません。
- 基準期間である平成 28 年分の課税売上高は、19,951,456 円です。
- 消費税及び地方消費税に関する記帳は、税込経理方式（24 ページ参照）で行っています。
- 平成 29 年は免税事業者でした。
- 平成 30 年分の所得税の青色申告決算書の各欄から、課税取引金額計算表へ転記した決算額は以下のとおりです。

なお、消費税及び地方消費税に関する次の特記事項があります。

- ・売上（収入）金額 25,280,000 円には、課税取引にならないビール券の売上高 350,000 円が含まれています。
- ・期首商品棚卸高は全て免税事業者であった平成 29 年中に仕入れたもので、全て課税取引に係るものです。
- ・仕入金額 17,470,000 円には、課税取引にならないビール券の仕入高 320,000 円が含まれています。
- ・水道光熱費、旅費交通費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、修繕費、消耗品費、雑費は、全て課税取引に係るものです。
- ・福利厚生費は、全て労災保険や雇用保険の、雇用主負担分です。
- ・給料賃金 1,233,000 円には、従業員の通勤手当（課税取引）33,000 円が含まれています。
- ・地代家賃は、全て地代（非課税取引）です。

- このほかに、店舗を改装し、シャッター代 600,000 円と、陳列棚代 320,000 円を支払っています。また、配達用の車両を 280,000 円で売却しました。

- 売上げや仕入れに係る返品、値引き、割戻しの金額がありますが、それらの金額は売上金額又は仕入金額から直接減額する方法で経理処理しています。

〔表イ〕

科 目	決 算 額	A Aのうち課税取引にならないもの	B C (A-B) 課税取引金額
売上（収入）金額 (雑収入を含む) ①	25,280,000	350,000	24,930,000
期首商品棚卸高 ②	1,741,000		
仕入金額 ③	17,470,000	320,000	17,150,000
小 計 ④	19,211,000		
期末商品棚卸高 ⑤	1,792,000		
差引原価 ⑥	17,419,000		
差 引 金 額 ⑦	7,861,000		
租 税 公 課 ⑧	180,000	180,000	0
荷 造 運 賃 ⑨	-	-	-
水 道 光 熱 費 ⑩	105,000		105,000
旅 費 交 通 費 ⑪	69,000	0	69,000
通 信 費 ⑫	167,000	0	167,000
告 告 宣 伝 費 ⑬	96,000	0	96,000
接 待 交 際 費 ⑭	76,000	0	76,000
損 害 保 険 料 ⑮	105,000	105,000	
修 繕 費 ⑯	121,000		121,000
消 耗 品 費 ⑰	201,000		201,000
減 価 償 却 費 ⑱	472,064	472,064	
福 利 厚 生 費 ⑲	81,000	81,000	0
給 料 賃 金 ⑳	1,233,000	1,200,000	33,000
外 注 工 賃 ㉑	-	-	-
利 子 割 引 料 ㉒	107,000	107,000	
地 代 家 賃 ㉓	120,000	120,000	0
貸 倒 金 ㉔			
雑 費 ㉕	48,000	0	48,000
計 ㉖	3,181,064	2,265,064	916,000
差 引 金 額 ㉗	4,679,936		

※ B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバー
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.2 課税売上高の合計を計算する

課税売上高計算表〔表ロ〕(26 ページ)を使用します。

step.2-1

課税取引金額計算表(事業所得用)〔表イ〕①欄の内容を転記します。

→表ロ ①～③欄にそれぞれ記入します。

step.2-2

課税取引金額計算表(農業所得用)④欄の内容を転記します。

→表ロ ④～⑥欄にそれぞれ記入します。

step.2-3

課税取引金額計算表(不動産所得用)④欄の内容を転記します。

→表ロ ⑦～⑨欄にそれぞれ記入します。

step.2-4

その他の所得に係る収入金額がある場合は、収入金額と課税売上げにならないものの金額を記入した上で、差額を計算します。

→表ロ ⑩～⑫欄を使用します。

step.2-5

業務用固定資産等の譲渡所得に係る収入金額がある場合は、収入金額と課税売上げにならないものの金額を記入した上で、差額を計算します。

→表ロ ⑬～⑮欄を使用します。

step.2-6

差引課税売上高の合計額を計算します。

→表ロ ⑯欄を使用します。

step.3 課税標準額を計算する(申告書①)

step.3-1

課税売上高の合計(表ロ ⑯欄)に 100/108 を掛けて、課税取引に係る売上げの合計金額を計算します。

※ 税抜経理方式(24ページ参照)によっている場合は、課税売上高の合計額に、課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算した金額に、100/108 を掛けて、課税標準額を計算します。

$$\text{課税売上高 (税込み)} \times \frac{100}{108} = \text{①課税標準額}$$

→表ロ ⑰欄を使用します。

※ 課税売上割合(step.8)が95%未満で、特定課税仕入れがある(事業者向け電気通信利用役務の提供又は特定役務の提供を受けた)場合には、20～22 ページを参照してください。

step.3-2

step.3-1 の計算結果(表ロ ⑰欄)の、1,000 円未満の端数を切り捨て、**申告書①欄**に転記します。

設例 甲野商店の場合：表ロ

step.2-1

表ロ ①欄に、表イ ① A 欄 25,280,000 円を転記します。

表ロ ②欄に、表イ ① B 欄 350,000 円を転記します。

表ロ ③欄に、表イ ① C 欄 24,930,000 円を転記します。

step.2-5

配達用車両の売却は、業務用固定資産等の譲渡に該当します。

差引課税売上高は、280,000 円－0 円＝280,000 円と求められます。

step.2-6

課税売上高の合計は、

24,930,000 円＋280,000 円＝25,210,000 円と求められます。

step.3-1

表ロ ⑰欄は、

$$\frac{25,210,000}{108} \times 100 = 23,342,592 \text{ 円と求められます。}$$

step.3-2

step.3-1 23,342,592 円の 1,000 円未満の端数を切り捨て、課税標準額は 23,342,000 円となります。

甲野商店の課税売上高計算表は、以下のとおりです。

(表ロ)

課 税 売 上 高 計 算 表				
(平成 30 年分)				
項 目			金 額	
事業所得に係る課税売上高	営業等	損益計算書の売上（収入）金額 （課税取引金額計算表（事業所得用）の①A欄の金額）	①	25,280,000 円
		①のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（事業所得用）の①B欄の金額）	②	350,000
		差引課税売上高（①－②） （課税取引金額計算表（事業所得用）の①C欄の金額）	③	24,930,000
農業所得に係る課税売上高	農業	損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（農業所得用）の④A欄の金額）	④	－
		④のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（農業所得用）の④B欄の金額）	⑤	－
		差引課税売上高（④－⑤） （課税取引金額計算表（農業所得用）の④C欄の金額）	⑥	－
不動産所得に係る課税売上高	不動産所得に係る	損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④A欄の金額）	⑦	－
		⑦のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④B欄の金額）	⑧	－
		差引課税売上高（⑦－⑧） （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④C欄の金額）	⑨	－
所得に係る課税売上高	所得に係る	損益計算書の収入金額	⑩	－
		⑩のうち、課税売上げにならないもの	⑪	－
		差引課税売上高（⑩－⑪）	⑫	－
業務用固定資産等の譲渡に係る課税売上高	業務用固定資産等の譲渡に係る	業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑬	280,000
		⑬のうち、課税売上げにならないもの	⑭	0
		差引課税売上高（⑬－⑭）	⑮	280,000
課税売上高の合計額（③＋⑥＋⑨＋⑫＋⑮）			⑯	25,210,000
課税標準額の計算	(⑯欄の金額) 25,210,000 円 × $\frac{100}{108}$		⑰	23,342,592
	税抜経理方式によっている場合、⑯欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。			
	⑰欄の金額を申告書（一般用・簡易課税用）の「①」欄に記入します（1,000 円未満の端数切捨て）。 (注) 一般課税で申告をする事業者のうち、課税売上割合が 95%未満の事業者で、課税取引金額計算表のB欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記入している場合には、上記⑰欄の金額を申告書別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」②欄に記入します。			

step.4 消費税額を計算する(申告書②)

申告書①課税標準額(1,000円未満切捨て)に、消費税(国税)の税率6.3%を掛けて、消費税額を計算します。この計算結果を**申告書②欄**に記入します。

$$\text{①課税標準額} \times 6.3\% = \text{②消費税額}$$

※ 課税標準額に対する消費税額の計算の特例を適用する場合は、18 ページ C を参照してください。

設例 甲野商店の場合

消費税額は、

課税標準額 23,342,000 円 × 6.3% = 1,470,546 円と求められます。

step.5 課税仕入高の合計を計算する

課税仕入高の合計の計算には、課税仕入高計算表〔表八〕（27 ページ）を使用します。

step.5-1

課税取引金額計算表（事業所得用）〔表イ〕の内容を基に、課税仕入高計算表〔表八〕に計算して記入します。

→表八 ①～③欄を使用します。

step.5-2

課税取引金額計算表（農業所得用）①欄の内容を転記します。

→表八 ④～⑥欄を使用します。

step.5-3

課税取引金額計算表（不動産所得用）⑭欄の内容を転記します。

→表八 ⑦～⑨欄を使用します。

step.5-4

その他の所得に係る課税仕入高がある場合は、仕入れ等の金額と課税仕入れにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→表八 ⑩～⑫欄を使用します。

step.5-5

業務用固定資産等の取得に係る課税仕入高がある場合は、取得費用等と課税仕入れにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→表八 ⑬～⑮欄を使用します。

step.5-6

課税仕入高の合計を計算します。

→表八 ⑯欄を使用します。

step.5-7

課税仕入高の合計（step.5-6）に 6.3/108 を掛けて、課税仕入れに係る消費税額を計算します。

→表八 ⑰欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：表八

step.5-1

表八 ①欄は、表イ ③A欄 17,470,000 円 + 表イ ③A欄 3,181,064 円 = 20,651,064 円

表八 ②欄は、表イ ③B欄 320,000 円 + 表イ ③B欄 2,265,064 円 = 2,585,064 円

表八 ③欄は、表イ ③C欄 17,150,000 円 + 表イ ③C欄 916,000 円 = 18,066,000 円

とそれぞれ求められます。

step.5-5

店舗の改装によるシャッターと陳列棚の代金は、業務用固定資産等の取得に該当します。

差引課税仕入高は、

(シャッター代金 600,000 円 + 陳列棚代金 320,000 円) - 課税仕入れにならないもの 0 円 = 920,000 円と求められます。

step.5-6

課税仕入高の合計は、

事業所得に係る仕入高 18,066,000 円 + 業務用固定資産の取得に係る仕入高 920,000 円 = 18,986,000 円と求められます。

step.5-7

課税仕入れに係る消費税額は、

課税仕入高の合計 18,986,000 円 × $\frac{6.3}{108}$ = 1,107,516 円と求められます。

甲野商店の課税仕入高計算表は、以下のとおりです。

〔表八〕

課 税 仕 入 高 計 算 表			
(平成 30 年分)			
項 目	金 額		
事業所得に係る課税仕入高	損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計 (課税取引金額計算表(事業所得用)の③A欄の金額と③A欄の金額の合計額)	①	20,651,064 円
	①のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(事業所得用)の③B欄の金額と③B欄の金額の合計額)	②	2,585,064 円
	差引課税仕入高 (① - ②) (課税取引金額計算表(事業所得用)の③C欄の金額と③C欄の金額の合計額)	③	18,066,000 円
農業所得に係る課税仕入高	損益計算書の経費の合計額 (課税取引金額計算表(農業所得用)の③A欄の金額)	④	—
	④のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(農業所得用)の③B欄の金額)	⑤	—
	差引課税仕入高 (④ - ⑤) (課税取引金額計算表(農業所得用)の③C欄の金額)	⑥	—
不動産所得に係る課税仕入高	損益計算書の必要経費の合計額 (課税取引金額計算表(不動産所得用)の③A欄の金額)	⑦	—
	⑦のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(不動産所得用)の③B欄の金額)	⑧	—
	差引課税仕入高 (⑦ - ⑧) (課税取引金額計算表(不動産所得用)の③C欄の金額)	⑨	—
所得に係る課税仕入高	損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	⑩	—
	⑩のうち、課税仕入れにならないもの	⑪	—
	差引課税仕入高 (⑩ - ⑪)	⑫	—
業務用固定資産等の取得に係る課税仕入高	業務用固定資産等の取得費	⑬	920,000 円
	⑬のうち、課税仕入れにならないもの	⑭	0 円
	差引課税仕入高 (⑬ - ⑭)	⑮	920,000 円
課税仕入高の合計額 (③+⑥+⑨+⑫+⑮)		⑯	18,986,000 円
課税仕入れに係る消費税額の計算 (1円未満の端数切捨て)		⑰	1,107,516 円
$18,986,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108}$ 税抜経理方式によっている場合は、⑯欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。			

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバー
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.6 から 15 までの計算には、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔付表 2〕（28 ページ）を使用します。

step.6 課税資産の譲渡等の対価の額を計算する

step.6-1

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔付表 2〕に、課税売上額、免税売上額、非課税資産の輸出等の金額等を記入します。

→付表 2 ①～③欄に記入します。

step.6-2

課税資産の譲渡等の対価の額を計算します（付表 2 ①～③欄の合計）。

→付表 2 ④欄を使用します。

step.7 資産の譲渡等の対価の額を計算する

step.7-1

課税資産の譲渡等の対価の額（step.6-2）、表口の各所得の課税売上げにならないもののうち非課税売上額を記入します。

→付表 2 ⑤、⑥欄に記入します。

step.7-2

資産の譲渡等の対価の額を計算します（付表 2 ⑤欄と⑥欄の合計）。

→付表 2 ⑦欄を使用します。

step.8 課税売上割合を計算する

課税資産の譲渡等の対価の額（課税売上高）（step.6-2）を、資産の譲渡等の対価の額（総売上高）（step.7-2）で割ります。

（注）課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

step.9 課税仕入れに係る消費税額を計算する

課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）に表八で計算した課税仕入高の合計（表八 ⑩欄）を、課税仕入れに係る消費税額に表八 ⑪欄をそれぞれ記入します。

→付表 2 ⑧、⑨欄に記入します。

step.10 特定課税仕入れに係る消費税額を計算する

課税売上割合（step.8）が 95%未満で、特定課税仕入れがある（事業者向け電気通信利用役務の提供又は特定役務の提供を受けた）方のみ計算が必要です。詳しくは 20～22 ページを参照してください。

step.11 課税貨物に係る消費税額を記入する

保税地域から引き取った課税貨物に課せられた消費税額*、又は課せられるべき消費税額*がある場合に記入します。

→付表 2 ⑫欄に記入します。

*地方消費税の額を除きます。

step.12 納税義務の免除を受けない、又は受けることとなった場合の、消費税額の調整額を計算する

→付表 2 ⑬欄を使用します。A に該当する場合は加算、B に該当する場合は減算することになります。

A 平成 29 年分は免税事業者だったが、平成 30 年分から課税事業者となった場合の消費税額の調整額

平成29年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、
免税事業者であった課税期間中に国内において譲り受けた
棚卸資産で、課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 $\times \frac{6.3}{108} =$ 消費税額の調整額

B 平成 30 年分は課税事業者であるが、平成 31 年（2019 年）分から免税事業者となる場合の消費税額の調整額

平成30年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、
平成30年中に国内において譲り受けた棚卸資産で、
課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 $\times \frac{6.3}{108} =$ 消費税額の調整額

step.13 課税仕入れ等の税額の合計額を計算する

課税仕入れに係る消費税額（step.9）、特定課税仕入れに係る消費税額（step.10）、課税貨物に係る消費税額（step.11）、消費税額の調整額（step.12）の合計を計算します。 →付表 2 ⑭欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：付表 2 の計算

step.6-1

付表 2 ①欄に、表口 ⑰欄 23,342,592 円を転記します。

step.6-2

課税資産の譲渡等の対価の額は、

課税売上額（税抜き） 23,342,592 円 + 0 円 + 0 円 = 23,342,592 円
と求められます。

step.7-1

付表 2 ⑤欄に、step.2-2 23,342,592 円を転記します。

付表 2 ⑥欄に、表口 ②欄 350,000 円を転記します。

step.7-2

資産の譲渡等の対価の額は、

課税資産の譲渡等の対価の額 23,342,592 円 + 非課税売上額 350,000 円 = 23,692,592 円
と求められます。

step.8

課税売上割合は、

課税資産の譲渡等の対価の額 23,342,592 円 ÷ 資産の譲渡等の対価の額 23,692,592 円 ÷ 98.5 %
と求められます。

step.9

付表 2 ⑧欄に、表八 ⑩欄 18,986,000 円を転記します。

付表 2 ⑨欄に、表八 ⑪欄 1,107,516 円を転記します。

step.12

甲野商店は、平成 30 年分から新たに課税事業者となったので、納税義務の免除を受けないこととなった場合の消費税額の調整を行います。

消費税額の調整額は

期首欄 卸 高 1,741,000 円 $\times \frac{6.3}{108} =$ 101,558 円
と求められます。

step.13

課税仕入れ等の税額の合計額は

課税仕入れに係る消費税額 1,107,516 円 + 特定課税仕入れに係る消費税額 0 円 + 課税貨物に係る消費税額 0 円
± 調整額 101,558 円 = 1,209,074 円
と求められます。

step.14

課税期間中の課税売上高が 5 億円以下、かつ、課税売上割合が 95%以上（step.8 98.5%）なので、甲野商店は課税仕入れ等の税額の合計額を、全額控除します。

step.14 控除対象仕入税額を計算する →付表 2 ⑮～⑲欄を使用します。

- A** 課税期間中の課税売上高が 5 億円以下、かつ、課税売上割合 (step.8) が 95% 以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額を全額控除します。

課税仕入れに係る消費税額の全額を控除します。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} = \text{控除対象仕入税額}$$

- B** 課税期間中の課税売上高が 5 億円超又は課税売上割合 (step.8) が 95% 未満の場合は、次のいずれかの方式で計算します。

＜個別対応方式＞

課税仕入れに係る消費税額を、課税売上げ (免税売上げを含む) にのみ対応するもの、非課税売上げにのみ対応するもの、どちらにも共通して対応するものの、3 つに区分して計算する方法です。

$$\text{課税仕入れの税額の合計額のうち課税売上げにのみ対応するもの} + \left(\frac{\text{課税仕入れの税額の合計額のうち課税売上げと非課税売上げに共通して対応するもの}}{\text{課税売上割合}} \right) \times \text{課税売上割合} = \text{控除対象仕入税額}$$

＜一括比例配分方式＞

課税仕入れに係る消費税額に、課税売上割合を掛けて、仕入控除税額を計算する方法です。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} \times \text{課税売上割合} = \text{控除対象仕入税額}$$

※ 一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を 2 年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

step.15 控除税額を調整する

→付表 2 ㉔、㉕欄を使用します。

次のいずれかに該当する場合は、控除税額の調整が必要です。

- A** 取得した調整対象固定資産に係る消費税額を、平成 28 年分の消費税の申告において次により控除した場合で、課税売上割合が著しく変動したときは、その調整額を計算し、付表 2 ㉔欄に記入します。

- ・ 課税売上割合が 95% 以上で、全額控除した場合
- ・ 個別対応方式により、課税売上げと非課税売上げに共通して対応する課税仕入れとして控除した場合
- ・ 一括比例配分方式により控除した場合

- B** 個別対応方式を適用している方が、取得した調整対象固定資産を、取得してから 3 年以内に、次により用途を変更した場合は、その調整額を計算し、付表 2 ㉔欄に記入します。

- ・ 課税売上げにのみ要するものを、非課税売上げにのみ要するものに、用途を変更した場合
- ・ 非課税売上げにのみ要するものを、課税売上げにのみ要するものに、用途を変更した場合

step.16 差引控除対象仕入税額を計算する

→付表 2 ㉔欄を使用します。

控除対象仕入税額 (step.14) と、控除税額の調整額 (step.15) の差額を計算します。

差額がプラス (正の値) の場合は、控除対象仕入税額 (付表 2 ㉔欄) です。計算結果を **申告書④欄** に転記します。差額がマイナス (負の値) の場合は、step.17 に進んでください。

設例 甲野商店の場合：付表 2

甲野商店の課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表は、以下のとおりです。

第28-(1)号様式		付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表		一般
課税期間		30.1.1 ~ 30.12.31	氏名又は名称	甲野 太郎
項	目	金	額	
①	課税売上額 (税抜き)	①	23,342,592	step.6-1
②	免税売上額	②	0	
③	非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③	0	step.6-2
④	課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④	23,342,592	step.7-1
⑤	課税資産の譲渡等の対価の額 (④) の金額	⑤	23,342,592	step.7-2
⑥	非課税売上額	⑥	350,000	step.8
⑦	資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	⑦	23,692,592	
課税売上割合 (④ / ⑦)			98.5 %	step.9
⑧	課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑧	18,986,000	step.10
⑨	課税仕入れに係る消費税額 (⑧ × 6.3 / 108)	⑨	1,107,516	step.11
⑩	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩	0	step.12
⑪	特定課税仕入れに係る消費税額 (⑩ × 6.3 / 100)	⑪	0	step.13
⑫	課税貨物に係る消費税額	⑫	0	step.14-A
⑬	納税義務の免除を受けない (受ける) こととなった場合における消費税額の調整 (加算又は減算) 額	⑬	101,558	
⑭	課税仕入れ等の税額の合計額 (⑨+⑪+⑫+⑬)	⑭	1,209,074	step.14-B
⑮	課税売上高が 5 億円以下、かつ、課税売上割合が 95% 以上の場合 (⑭) の金額	⑮	1,209,074	step.15-A
⑯	課税売上高が 5 億円超、かつ、課税売上割合が 95% 未満の場合 (⑭) のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯	0	step.15-B
⑰	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑰	0	step.16
⑱	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑯+⑰)	⑱	0	申告書③
⑲	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑭ × ⑲ / ⑭)	⑲	0	
㉔	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整 (加算又は減算) 額	㉔	0	
㉕	調整対象固定資産を課税業務用 (非課税業務用) に転用した場合の調整 (加算又は減算) 額	㉕	0	
㉖	控除対象仕入税額 (⑮、⑲又は⑱) がプラスの時	㉖	1,209,074	
㉗	控除超過調整税額 (⑮、⑲又は⑱) がマイナスの時	㉗	0	
㉘	貸倒回収に係る消費税額	㉘	0	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて。
2 ⑤及び⑩欄には、値引き、割引、割戻しなど仕入対価の返還等がある場合 (仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。) には、その金額を控除した後の金額を記入する。
3 上記2に該当する場合には、⑤又は⑩欄には次の算式により計算した金額を記入する。
課税仕入れに係る消費税額⑤ = $\left(\frac{\text{課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95\%以上の場合の課税売上高}}{\text{課税売上高}} \times \text{課税売上高} \right) \times \frac{6.3}{108}$
特定課税仕入れに係る消費税額⑩ = $\left(\frac{\text{特定課税仕入れに係る課税売上高}}{\text{課税売上高}} \times \text{課税売上高} \right) \times \frac{6.3}{100}$
4 ⑯及び⑰欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。
なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。
5 ⑯欄と⑰欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。
(作成後、B1, B10欄へ記載)

調整対象固定資産とは

調整対象固定資産とは、建物 (附属設備を含む)、機械装置、車両運搬具、工具、備品等の資産で、一取引単位についての購入価額 (税抜き) が 100 万円以上のものをいいます。詳しくは所轄の税務署にお尋ねください。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.17 控除過大調整税額を計算する（申告書③）

step.16（13 ページ）の計算結果がマイナス（負の値）の場合に、その計算結果を付表 2 ㉓欄に記入します。

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等（以下、「貸倒債権」といいます）に含まれる消費税額を控除しますが、平成 30 年分の課税期間中に、過去に控除した貸倒債権の一部、又は全部を回収した場合は、回収した貸倒債権に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表 2 ㉔欄に記入します。

付表 2 ㉓控除過大調整税額と、付表 2 ㉔貸倒回収に係る消費税額を合計し、**申告書③欄**に記入します。

$$\text{回収した貸倒債権の合計額} \times \frac{6.3}{108} = \text{貸倒回収に係る消費税額}$$

※ 旧税率（4%）が適用された課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなり、その売掛金等を回収した場合は 4/105 となります。

step.18 返還等対価に係る税額を計算する（申告書⑤）

課税売上げに対して、返品を受け、又は値引き、割戻しをした場合は、その返品、値引き等に係る消費税額を計算します。この計算結果を**申告書⑤欄**に記入します。

$$\text{課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額} \times \frac{6.3}{108} = \text{⑤返還等対価に係る消費税額}$$

設例のように、課税売上げに係る返品、値引き等の金額を、売上金額から直接減額する経理処理を行っている場合には、この計算は必要ありません。

※ 旧税率（4%）が適用された課税売上げに対して返品を受け又は値引き、割戻しをした場合は 4/105 となります。

※ 申告書⑤欄に記載がある場合は、12 ページ step.6 の課税資産の譲渡等の対価の額は、課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額に 100/108 を掛けた金額を差し引いた金額となります。

step.19 貸倒れに係る税額を計算する（申告書⑥）

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等（貸倒債権）に含まれる消費税額を控除します。この計算結果を**申告書⑥欄**に記入します。

なお、貸倒れに係る消費税額の控除を受ける場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存する必要があります。

$$\text{貸倒れに係る金額} \times \frac{6.3}{108} = \text{⑥貸倒れに係る税額}$$

※ 旧税率（4%）が適用された課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は 4/105 となります。

以下の貸倒回収や返還等対価及び貸倒れに係る税額については、申告書③、⑤、⑥欄の計算の必要はありません。

- ・免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れの回収
- ・免税事業者であったときに行った課税売上げに係る返品、値引き等
- ・免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れ
- ・課税売上げに係る債権以外の債権の貸倒れ

step.20 控除税額小計を計算する（申告書⑦）

控除対象仕入税額、返還等対価に係る税額、貸倒れに係る税額（申告書④、申告書⑤、申告書⑥）を合計し、⑦控除税額小計を計算します。その計算結果を**申告書⑦欄**に記入します。

$$\text{④控除対象仕入税額} + \text{⑤返還等対価に係る税額} + \text{⑥貸倒れに係る税額} = \text{⑦控除税額小計}$$

設例 甲野商店の場合

控除税額小計は、

$$\begin{aligned} & 1,209,074 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} \\ & = 1,209,074 \text{ 円} \end{aligned}$$

と求められます。

step.21 差引税額 又は 控除不足還付税額を計算する（申告書⑨又は申告書⑧）

課税売上げに係る消費税額（消費税額と控除過大調整税額の合計額）から、控除税額小計を差し引いて差引税額を計算し、100 円未満を切り捨て、**申告書⑨欄**に記入します。

$$\text{②消費税額} + \text{③控除過大調整税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑨差引税額}$$

※ 差引税額が 48 万円超の場合は、平成 31 年（2019 年）分の中間申告・納付が必要となります。8 ページを参照してください。

上記計算式の計算結果がマイナス（負の値）の場合、還付申告となります。この場合、次の計算式で控除不足還付税額を計算し、計算結果を**申告書⑧欄**に記入します。

$$\text{⑦控除税額小計} - \text{②消費税額} - \text{③控除過大調整税額} = \text{⑧控除不足還付税額}$$

設例 甲野商店の場合

差引税額は、

$$\begin{aligned} & 1,470,546 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 1,209,074 \text{ 円} \\ & = 261,472 \text{ 円} \rightarrow 261,400 \text{ 円} \end{aligned}$$

（100 円未満切捨て）
と求められます。

step.22 中間納付税額を記入する（平成 30 年分の中間申告を行った方）（申告書⑩）

中間申告を行った方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、平成 30 年の消費税の中間納付税額の合計額を、**申告書⑩欄**に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付税額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。最終の中間申告分まで（3回分又は11回分）の消費税額を合計して**申告書⑩欄**に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの方は、中間納付税額の金額をご確認ください。

step.23 納付税額を計算する（申告書⑪）

申告書⑨差引税額が、⑩中間申告による納付税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を**申告書⑪欄**に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書⑪欄は空欄のまま、step.24 に進んでください。

$$\text{⑨差引税額} - \text{⑩中間納付税額} = \text{⑪納付税額}$$

設例 甲野商店の場合

納付税額は、

$$\begin{array}{l} \text{差引税額} \\ \text{(100円未満切捨て)} \end{array} 261,400 \text{円} - 0 \text{円} \\ = 261,400 \text{円}$$

と求められます。

step.24 中間納付還付税額を計算する（申告書⑫）

申告書⑩中間申告による納付税額が、⑨差引税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を**申告書⑫欄**に記入します。

$$\text{⑩中間納付税額} - \text{⑨差引税額} = \text{⑫中間納付還付税額}$$

step.25 課税資産の譲渡等の対価の額と資産の譲渡等の対価の額を記入する（申告書⑮⑯）

step.6-2（付表 2 ④）の課税資産の譲渡等の対価の額を、**申告書⑮欄**に転記します。

step.7-2（付表 2 ⑦）の資産の譲渡等の対価の額を、**申告書⑯欄**に転記します。

設例 甲野商店の場合：申告書（消費税の税額計算）

ここまでの計算結果等を記入した申告書は、右のとおりです。以下に、これまでの計算結果を復習します。

申告書①欄（9・10 ページ）

$$25,210,000 \text{円} \times \frac{100}{108} = 23,342,592 \text{円} \rightarrow 23,342,000 \text{円} \text{ (1,000円未満切捨て)}$$

申告書②欄（10 ページ）

$$23,342,000 \text{円} \times 6.3\% = 1,470,546 \text{円}$$

申告書④欄（11～13 ページ）

$$1,107,516 \text{円} + 0 \text{円} + 101,558 \text{円} \\ = 1,209,074 \text{円}$$

申告書⑦欄（14 ページ）

$$1,209,074 \text{円} + 0 \text{円} + 0 \text{円} = 1,209,074 \text{円}$$

申告書⑨欄（14 ページ）

$$1,470,546 \text{円} + 0 \text{円} - 1,209,074 \text{円} \\ = 261,472 \text{円} \rightarrow 261,400 \text{円} \text{ (100円未満切捨て)}$$

申告書⑪欄（15 ページ）

$$261,400 \text{円} - 0 \text{円} = 261,400 \text{円}$$

申告書⑮欄（12・15 ページ）

付表 2 ④欄から転記します。

申告書⑯欄（12・15 ページ）

付表 2 ⑦欄から転記します。

この申告書による消費税の税額の計算															
課税標準額	①	十	萬	千	百	十	千	百	十	萬	千	百	十	一	円
消費税額	②														
控除過大調整税額	③														
控除対象仕入税額	④														
返還等対価に係る税額	⑤														
貸倒れに係る税額	⑥														
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦														
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧														
差引税額 (②+③-⑦)	⑨														
中間納付税額	⑩														
納付税額 (⑨-⑩)	⑪														
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫														
この申告書 が修正申告 である場合	⑬														
既確定税額	⑭														
差引納付税額	⑮														
課税資産の譲渡等の対価の額	⑯														
資産の譲渡等の対価の額	⑰														

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等